

男性育休推進 で再考する

労働者の自律的な

キャリア形成

パタニティ・ハラスメント（パタハラ）と受け止められたからだ。何人かの弁護士は最高裁判例（東亜ペイント事件 昭61・7・14）を念頭に、この配転命令が違法とまではいえない旨をメディアやネットで解説していた。

また、妻が正社員・職員の場合の夫は66%ほどが日常的かひんぱんに育児にかかわっている様子もある（同調査）。

2022年によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に賛成する男性がほぼ40%、70歳以上の男女計では46%にも達する。

企業経営者や管理職には男性が多い。しかも年齢は高め

▼SNSの投稿が大炎上

数年前、子育てサポート企業として「くるみんマーク」を取得していた上場大企業で、新居購入の直後、共働きの夫が育児休業から復帰した2日目に、遠方への転勤辞令を受けた。妻がこの件をSNSに投稿したところ、500万回も閲覧される大炎上の事態となった。

同じ年、別の上場大企業でも、育休を取った男性に出勤命令が出て、職務内容が倉庫業務だったため、不当な配置転換だとして訴訟になっていた。前年には、また別の大企業で、男性外国人の部長が育休復帰後に会議、外国出張などで不利益を被ったことなどを理由に、訴訟を起こしていった。これらもメディアで取り上げられた。

たしかに、就業場所の変更をしようとすると事業主（使用者）は、子の養育の状況に配慮しなければならぬ（育児介護休業法26条）。また、育休取得で解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない（同法10条）。

また、妻が正社員・職員の場合の夫は66%ほどが日常的かひんぱんに育児にかかわっている様子もある（同調査）。

さらに注目されるのは、産後パバ育休の議論を念頭においてだろうか、男性の育休取得の義務化に反対71%（反対22%・どちらかという反対49%ほどの合計が、同商議所の別調査（多様な人材の活躍に関する調査）2020年）で示されていたことである。

名誉教授
法政大学
認定キャリア
NP法進
O法推
P権推
ワ一ク
ット理事
長

諏訪 康雄



とはいえ、好ましくない実情が大企業にさえもあろうと思わせる情報に多く接すれば、育休を取らざる男性は、自分の場合は大丈夫だろうかとの心配にたつてくる。

また、妻が正社員・職員の場合の夫は66%ほどが日常的かひんぱんに育児にかかわっている様子もある（同調査）。

さらに注目されるのは、産後パバ育休の議論を念頭においてだろうか、男性の育休取得の義務化に反対71%（反対22%・どちらかという反対49%ほどの合計が、同商議所の別調査（多様な人材の活躍に関する調査）2020年）で示されていたことである。

企業経営者や管理職には男性が多い。しかも年齢は高め

さらに注目されるのは、産後パバ育休の議論を念頭においてだろうか、男性の育休取得の義務化に反対71%（反対22%・どちらかという反対49%ほどの合計が、同商議所の別調査（多様な人材の活躍に関する調査）2020年）で示されていたことである。

経営者に育児経験なく 男性への義務化は懐疑的

ていた。

しかも育休は男女ともに取得できるとしても、やはり男性社員が多くは仕事が優先で、育休は女性が取るべきだとする認識も社会に根強い（内閣府男女共同参画社会に関する世論調査）

企業経営者や管理職には男性が多い。しかも年齢は高め

さらに注目されるのは、産後パバ育休の議論を念頭においてだろうか、男性の育休取得の義務化に反対71%（反対22%・どちらかという反対49%ほどの合計が、同商議所の別調査（多様な人材の活躍に関する調査）2020年）で示されていたことである。

性別役割分業の意識は弱まり

また、妻が正社員・職員の場合の夫は66%ほどが日常的かひんぱんに育児にかかわっている様子もある（同調査）。

さらに注目されるのは、産後パバ育休の議論を念頭においてだろうか、男性の育休取得の義務化に反対71%（反対22%・どちらかという反対49%ほどの合計が、同商議所の別調査（多様な人材の活躍に関する調査）2020年）で示されていたことである。

企業経営者や管理職には男性が多い。しかも年齢は高め

さらに注目されるのは、産後パバ育休の議論を念頭においてだろうか、男性の育休取得の義務化に反対71%（反対22%・どちらかという反対49%ほどの合計が、同商議所の別調査（多様な人材の活躍に関する調査）2020年）で示されていたことである。

第3回 性別役割分業意識の変化

また、妻が正社員・職員の場合の夫は66%ほどが日常的かひんぱんに育児にかかわっている様子もある（同調査）。

さらに注目されるのは、産後パバ育休の議論を念頭においてだろうか、男性の育休取得の義務化に反対71%（反対22%・どちらかという反対49%ほどの合計が、同商議所の別調査（多様な人材の活躍に関する調査）2020年）で示されていたことである。

企業経営者や管理職には男性が多い。しかも年齢は高め

さらに注目されるのは、産後パバ育休の議論を念頭においてだろうか、男性の育休取得の義務化に反対71%（反対22%・どちらかという反対49%ほどの合計が、同商議所の別調査（多様な人材の活躍に関する調査）2020年）で示されていたことである。

育休取得者がいる職場の上司・同僚に付加的に手当を払うことになり、別の形で埋め合わせを工夫したりする企業もあるが、しわ寄せを受けたと感じる人の不満の矛先が育休取得者に向かうと、いじめや嫌がらせを生む。

次回、その種の職場トラブルを論じてみよう。